

告示

埼玉県告示第千四百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

八潮南ショッピングセンター

埼玉県八潮市大字大曾根二百七十三―五外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二四九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一五四台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）イオンリテール株式会社の一階売場 午前零時から翌午前零時

イオンリテール株式会社の一階売場以外の売場 午前九時（年間

六十日午前八時）から翌午前零時

（変更後）イオンリテール株式会社の一階売場 午前零時から翌午前零時

イオンリテール株式会社の一階売場以外の売場 午前八時から翌

午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）第一駐車場 午前零時から翌午前零時

第二駐車場 午前八時三十分（年間六十日午前七時三十分）か

ら午後十時

第三駐車場 午前八時三十分（年間六十日午前七時三十分）か

ら午後十時

（変更後）第一駐車場 午前零時から翌午前零時

第二駐車場 午前七時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十八年一月二十六日外

ニ 届出年月日

平成二十七年十二月九日

ニ 縦覧期間

平成二十七年十二月二十五日から平成二十八年四月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十二月二十五日から平成二十八年四月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課